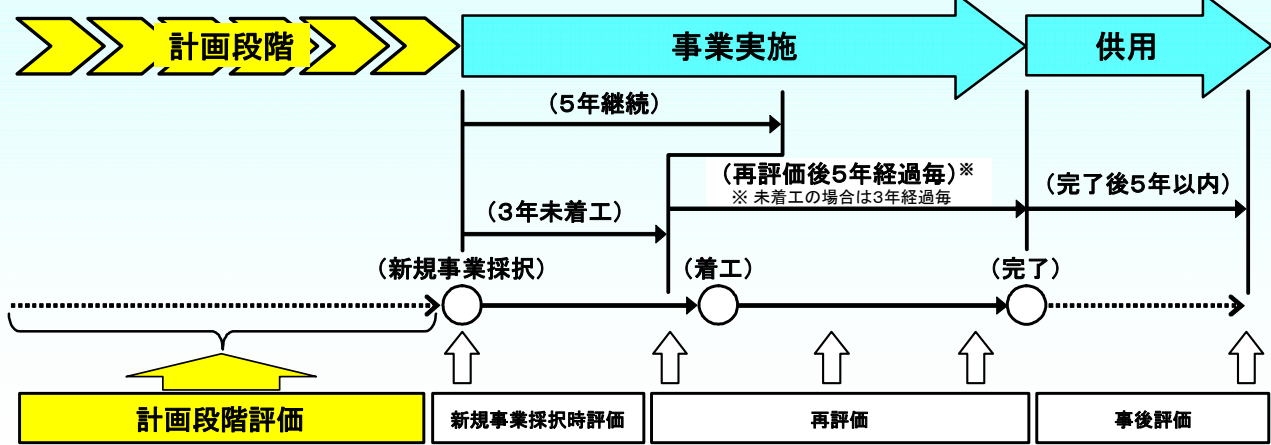


<事業進捗と事業評価の流れ(公共事業(直轄事業等))>



- 【計画段階評価】 新規事業採択時評価の前段階において、政策目標を明確化した上で、複数案の比較・評価を行うもの。
- 【新規事業採択時評価】 新規事業の採択時において、費用対効果分析を含め、総合的に実施するもの。
- 【再評価】 事業継続に当たり、必要に応じて見直しを行うほか、事業の継続が適当と認められない場合には事業を中止するもの。
- 【完了後の事後評価】 事業完了後の事業の効果、環境への影響等の確認を行い、必要に応じて、適切な改善措置、同種事業の計画・調査のあり方等を検討するもの。

事業評価制度について

○河川事業の再評価は、
『国土交通省所管公共事業の再評価実施要領』及び『河川及びダム事業の再評価実施要領細目』において、
河川法に基づき学識経験者等から構成される委員会等の審議を経て「河川整備計画」の策定・変更を行った場合、再評価の手続きが行われたものとして位置付けられるとともに、
事業評価監視委員会に「報告」することとなっている。

実施要領抜粋

◇国土交通省所管公共事業の再評価実施要領【抜粋】 ※計画段階評価も同様

第4 再評価の実施及び結果等の公表及び関係資料の保存

1 再評価の実施手続

(4) 河川事業、ダム事業については、河川法に基づき、学識経験者等から構成される委員会等での審議を経て、河川整備計画の策定・変更を行った場合には、再評価の手続きが行われたものとして位置付けるものとする。

◇河川及びダム事業の再評価実施要領細目【抜粋】 ※事後評価も同様

第6 事業評価監視委員会

実施要領第4の1(4)又は第6の6の規定に基づいて審議が行われた場合には、その結果を事業評価監視委員会に報告するものとする。